平成３０年　３月２８日
歯　学　教　授　会

歯学部における障害のある学生に対する入学後の修学支援の流れについて

１．相談体制

障害のある学生は、キャンパスライフ・健康支援センター コミュニケーション・バリアフリー支援室に相談する。相談を受けたキャンパスライフ・健康支援センター コミュニケーション・バリアフリー支援室は、学生と面接を実施する。

２．歯学部における合理的配慮の協議

「授業・試験・生活等に関する合理的配慮要望書」を受理した歯学学生係は、歯学部学務委員会に配慮の検討を依頼する。歯学部学務委員会より検討結果の報告を受けた歯学部長は配慮内容を決定する。

・要望した学生が基幹教育科目を履修している場合は、基幹教育教務係と情報共有に努める。
・要望した学生が所学部所属の場合は、学生の所属学部学生係と情報共有に努める。

３．配慮内容の通知

歯学学生係は、歯学部長名義で「合理的配慮依頼文」を作成する。この「合理的配慮依頼文」を、歯学学生係より担当教員へ送付するとともに、その写しを学生支援課に送付する。また、歯学学生係は、歯学部長名義で「合理的配慮通知文」を作成し、学生へ送付する。

４．配慮の実施

担当教員は、配慮の具体的内容について学生と建設的対話（各授業科目の教育目標や教育方法等を踏まえた協議）による相互理解を通じて、合意形成し、決定・実施する。

担当教員は、配慮実施にあたって必要な準備等がある場合は、歯学学生係と協議する。

５．歯学部のみでの対応が困難な事案の報告相談

歯学部長は、総括監督責任者（障害者支援推進担当理事、学生支援課が窓口）に相談する。

総括監督責任者は、対応について検討した後、決定した配慮内容等を歯学部長に通知する。

６．決定された内容のモニタリング

モニタリングは、ｅポートフォリオ上の情報等を用いて障害者支援推進専門委員会で行う。

７．不服申立

学生は、歯学部長が決定した配慮内容等に不服がある場合は、総括監督責任者（障害者支援推進担当理事、学生支援課が窓口）あてに申し立てることができる。

８．その他

学生は、合理的配慮要望書を提出したにも関わらず、配慮の決定及び実施に遅延が生じている場合、又は、その他要望に対し相談事項が生じた場合は、学生支援課に相談することができる。

※ キャンパスライフ・健康支援センター コミュニケーション・バリアフリー支援室は、適宜、相談に応じるものとする。
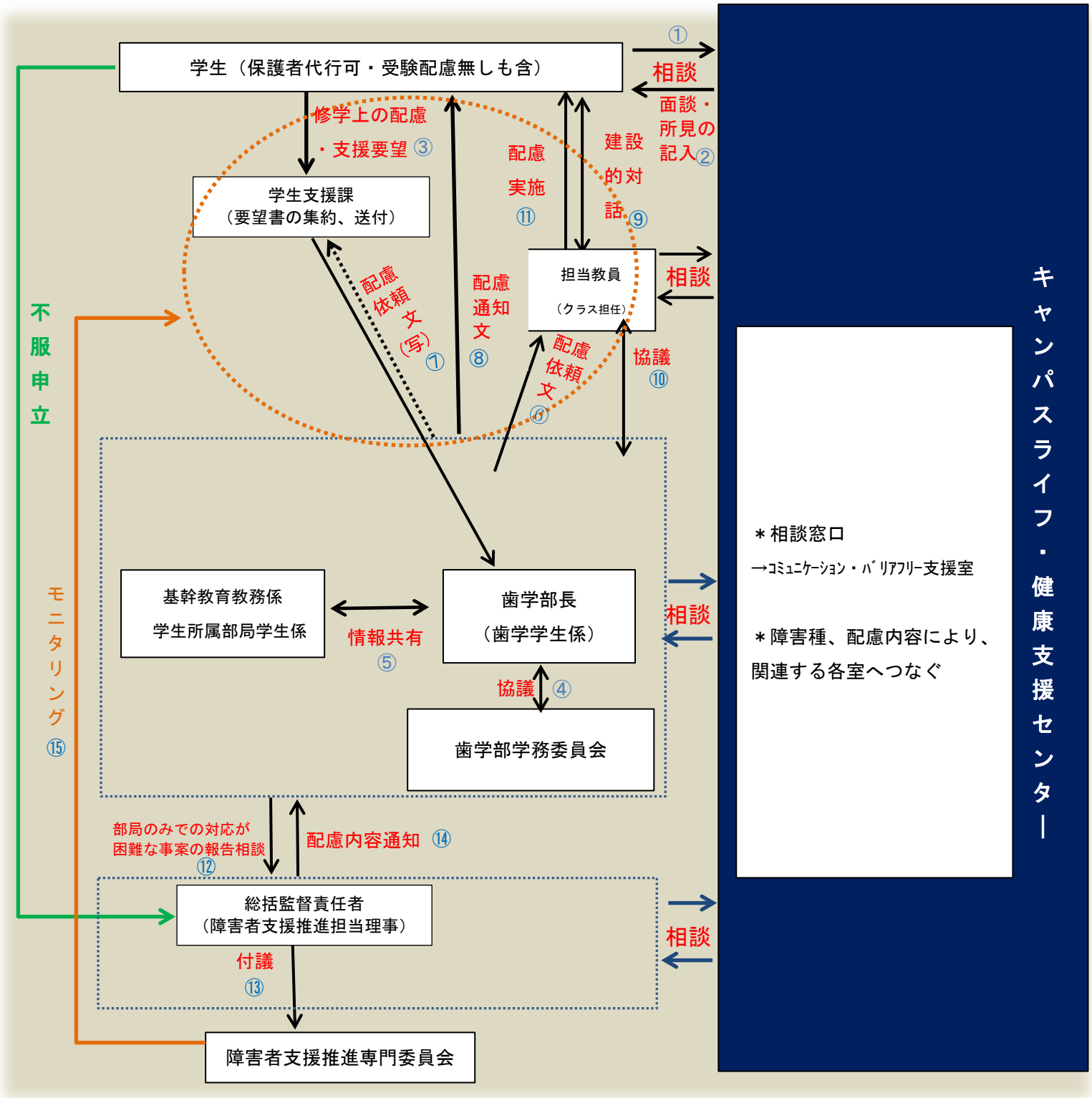
歯学部における障害のある学生に対する入学後の修学支援の流れ